

都道府県・ 政令指定都市名	16 富山県
------------------	--------

時点:2025年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	知事政策局政策推進室ジェンダーギャップ対策課		
担 当 職 員 数	3	人	(専任 3 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	富山県男女共同参画推進会議	
設 置 年 月 日 (西暦)・根 拠	1980年4月28日	根拠: 富山県男女共同参画推進会議設置要綱
長 の 役 職	副知事	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関 、懇 談 会 等 の 名 称	富山県男女共同参画審議会	
設 置 年 月 日 (西暦)	2001年6月1日	
構 成 員	20 人	(女性 12 人、男性 8 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西暦)	2023 年 4 月 ~ 2030 年 3 月		
名 称	男女共同参画の推進による「ウェルビーイング先進地域、富山」の実現～若者や女性からも選ばれる富山県を目指して～富山県民男女共同参画計画<第5次>		
改定・見直しの予定時期			
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」といふ。)の推進計画と一体である	1		<input checked="" type="radio"/> ○ 未定の場合
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	富山県男女共同参画推進条例	
	公 布 日(西暦)	2001年3月26日	
	施 行 日(西暦)	2001年4月1日	
	最 終 改 正 日(西暦)		
	改 正 内 容		
改正が予定されている場合、改正予定期(西暦):		年	月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:	
	2. 特に検討していない		

問6 審議会等委員への女性の登用

目 標 値	調査時点コード 1:2025年4月1日 2:その他(西暦)		
(西暦) 2026 年度まで %	40%以上60%以下		
根 拠	第2期とやま未来創生戦略2022(改訂版)(令和4年5月)、元気とやま創造計画(平成30年3月)、富山県民男女共同参画計画(第5次)(令和5年3月)		
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律に基づく審議会等及び条例に基づく附属機関 ※2024年調査より国の男女共同参画の審議会等の定義に準拠し、対象を法令に基づく附属機関に見直した		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 1 審議会等数(88)うち女性委員を含む審議会等数(86) 延総委員等数(1,561)延女性委員等数(560) 女性比率(35.9)		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 1 審議会等数(88)うち女性委員を含む審議会等数(86) 延総委員等数(1,561)延女性委員等数(560) 女性比率(35.9)		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード 1 審議会等数(41)うち女性委員を含む審議会等数(40) 延総委員等数(826)延女性委員等数(256) 女性比率(31.0)		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 1 審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(9) 延総委員等数(64)延女性委員等数(14) 女性比率(21.9)		
目標値以外の目標設定			
人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表
人材名簿が有る場合	掲載人数	人 (年 0 月現在)	
性 登 用 方 策	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無) 委員の公募(1. 有 2. 無)	1 1
	そ の 他	審議会等の設置及び運営に関する要綱に基づき担当課からジェンダーギャップ対策課への事前協議の実施	

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

			調査時点コード		1:2025年4月1日		2:その他(西暦)		女性管理職の内訳					
			管理職総数 (人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B/A)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職		課長相当職			
						(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率(%)	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率(%)	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性 比率(%)
本庁	計		376	85	22.6	26	5	19.2	56	11	19.6	294	69	23.5
	うち一般行政職		297	74	24.9	23	4	17.4	42	9	21.4	232	61	26.3
支庁・地方事務所等	計		400	77	19.3	17	1	5.9	102	18	17.6	281	58	20.6
	うち一般行政職		147	15	10.2	8	1	12.5	15	1	6.7	124	13	10.5
全体	計		776	162	20.9	43	6	14.0	158	29	18.4	575	127	22.1
	うち一般行政職		444	89	20.0	31	5	16.1	57	10	17.5	356	74	20.8
再掲	警察関係		85	4	4.7	0	0		12	0	0.0	73	4	5.5
	教育委員会		46	15	32.6	1	0	0.0	8	2	25.0	37	13	35.1

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

			調査時点コード		1:2025年4月1日		2:その他(西暦)				
			課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)			
本庁	計		289	71	24.6	367	74	20.2			
	うち一般行政職		167	58	34.7	172	59	34.3			
支庁・地方事務所等	計		335	89	26.6	420	72	17.1			
	うち一般行政職		173	36	20.8	86	29	33.7			
全体	計		624	160	25.6	787	146	18.6			
	うち一般行政職		340	94	27.6	258	88	34.1			
再掲	警察関係		234	29	12.4	534	64	12.0			
	教育委員会		15	6	40.0	4	1	25.0			

問7-3 新規昇任者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

			課長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計		36	9	25.0	36	13	36.1	52	20	38.5
	うち一般行政職		27	7	25.9	32	13	40.6	44	19	43.2
支庁・地方事務所等	計		43	11	25.6	58	14	24.1	88	17	19.3
	うち一般行政職		22	6	27.3	17	8	47.1	30	8	26.7
全体	計		79	20	25.3	94	27	28.7	140	37	26.4
	うち一般行政職		49	13	26.5	49	21	42.9	74	27	36.5
再掲	警察関係		11	1	9.1	33	1	3.0	51	2	3.9
	教育委員会		6	2	33.3	9	6	66.7	0	0	

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経験年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他	
	面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外							
課長相当職	○		○		○	◎	○	○	○		
課長補佐相当職	○		○		○	◎	○	○	○		
係長相当職	○		○		○	◎	○	○	○		

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	1,036	150	14.5
昇格試験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

	総数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全 体			
うち 上級	282	114	40.4
うち一般行政職	187	75	40.1
うち 上級	86	38	44.2
うち警察関係	68	31	45.6
うち 上級	77	19	24.7
うち 上級	41	7	17.1

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1. 明記した規定があり、認めている。
 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。
 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。
 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。

問7-8：当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	【1】富山県職員旧姓使用取扱要綱、【2】富山県警察職員旧姓使用取扱要綱の制定について
該当部分の条文(本文)	<p>【1】富山県職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、知事部局に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (使用することができる文書等) 第2条 次条第1項の規定により届け出た職員(以下「旧姓使用者」という。)が旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用することができる法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上及び事務処理上支障がないと認められるものとする。 2 旧姓使用者は、前項に規定する文書等において統一して旧姓を使用するものとする。</p> <p>第3条～第5条 略 (責務) 第6条 旧姓使用者は、旧姓を文書等に使用するに当たっては、県民及び他の職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の文書等における使用が適切になされるように配慮しなければならない。 (細則) 第7条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の文書等における使用に關し必要な事項は、人事企画室長が別に定める。 附 則 略</p> <p>【2】富山県警察職員旧姓使用取扱要綱の制定について(例規通達) 第2 旧姓使用の方針 1 旧姓使用の方針 文書等に使用する職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申出があった場合、法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれのあるものを除き、旧姓使用を認めるとしている。</p>

問7-9：本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2025年4月1日 2: その他(西暦)

防災・危機管理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	うち管理職数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
23	6	26.1	6	1	16.7

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	富山県民共生センター				愛称・通称	サンフォルテ	
設置年月日(西暦)	1997年4月24日			施設形態	1	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：930-0805 住 所：富山県富山市湊入船町6-7 電話番号：076-432-4500 FAX番号：076-432-5525 ホームページ： http://www.sunforte.or.jp/						
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名: <input type="radio"/> 指定管理者(名称: サンフォルテJoiグループ) その他(2. 事業運営 直営(担当部局名: <input type="radio"/> 指定管理者(名称: サンフォルテJoiグループ) その他(
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	10 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	3 人	予算額	2025年度	132,307 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの:○	<input type="radio"/> 1. 連携・協働(主な事項: 出前講座、サンフォルテフェスティバル <input type="radio"/> 2. 広報啓発(主な事項: サンフォルテだよりの発行、HPによる情報発信 <input type="radio"/> 3. 講座(主な事項: 男女共同参画講座、サンフォルテカレッジ <input type="radio"/> 4. 相談事業(主な事項: 一般相談、臨床心理士相談、弁護士相談、男性相談、チャレンジ支援相談 <input type="radio"/> 5. 実態把握(主な事項: とやまの男女共同参画データ更新、ネットアンケート 6. 調査研究(主な事項: <input type="radio"/> 7. 國際交流(主な事項: <input type="radio"/> 8. 情報収集・提供(主な事項: サンフォルテ図書館、広報誌の発行 <input type="radio"/> 9. 苦情処理(主な事項: 男女共同参画施策に関する申出の受付 <input type="radio"/> 10. その他(主な事項: 女性の就業に関する支援						

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人富山県女性財団		基 金・基本財産額	47,000 千円
設置年月日(西暦)	1996年11月29日		出資者	県、市町村

2つある場合

名 称			基 金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)			出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1 2. 無	問10-2 名称等: 富山県女性団体連絡協議会	加盟団体数	13
			会員数	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1 2. 無			
問10-4 活動内容 ※ 実施しているもの:○		○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 [内容: イベント運営]		

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

- 1. 担当者連絡会議の開催
- 2. 市区町村職員研修会の開催
 - 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
- 4. 関係情報の収集提供
- 5. 審議会等女性登用の働きかけ
 - 6. 補助金等の交付 [名称 :
概要 :]
- 7. その他 [内容: 全市町村に男女共同参画推進員を設置]

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
- 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
- 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他 [内容:]

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事項	2024年度予算 (千円)	2025年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	177,855	172,519	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.03 %	0.03 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	99,000	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況		※該当するもの:○	項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)		○
(1)	指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
(2)	清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		○
(3)	指定管理者公募選定における評価項目の設定		
(4)	プロポーザル方式における評価項目の設定		
(5)	その他(内容: ↓ (具体的に実施している内容:○)		

↓ (具体的に実施している内容:○)

具体的 的 項 目	①「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得 ②女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) ③次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) ④地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得 ⑤役員に占める女性割合に関する項目 ⑥管理職に占める女性割合に関する項目 ⑦役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等) ⑧仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等) ⑨ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組 ⑩短時間正社員制度の導入 ⑪男性の育児・家事への参画促進に向けた取組 ⑫ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く) ⑬その他	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を適用する男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
	1	2	3	4	
①	○				
②	○	○		○	
③	○	○		○	
④	○	○		○	
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					
⑪					
⑫					
⑬					

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

選定等の基準	企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
		1	2
1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
3	役員に占める女性割合に関する項目		
4	管理職に占める女性割合に関する項目	○	
5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
6	その他「登用促進等」に関する項目	○	
7	仕事と育児・介護を両立するための取組		
8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		
9	短時間正社員制度の導入		
10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
12	その他	○	

- 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称 とやま女性活躍企業認定制度
 → 「企業の表彰制度」の具体的な名称

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→ 女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的な名称 女性の活躍推進委員会
2 現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的な名称

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1 2. 無	1. 有 問17-1 名 称 とやまの男女共同参画データブック
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1 定期の場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()

問18-1 2025年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ ①男女共同参画推進制度 ・ ②男女共同参画計画推進事業 ・ ③サンフォルテだよりの発行 ・ ④アンコンシャス・バイアス気づき発信事業 ・ ・	①県内全市町村に男女共同参画推進員を配置し、地域における男女共同参画の啓発・普及活動を実施 ②男女共同参画計画の普及等、地域における啓発活動の充実・強化を図る ③サンフォルテの活動内容や男女共同参画に関する情報提供 ④性別によるアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)への気づきとその解消に向けた行動の促進を図る	①490名	①通年 ②6月～3月 ③随時 ④随時
2. 表彰 ・ 富山県教育部門功労(男女共同参画)表彰 ・ ・	男女共同参画の推進に関し、顕著な功績のあった団体・個人を表彰する		6月
3. 講座 ・ ①富山県男女共同参画推進員全体研修会 ・ ②サンフォルテカレッジ ・ ・	①男女共同参画推進員に対する研修会 ②男女共同参画を地域で推進できるリーダーの育成を目指す	①490名	①5月 ②随時
4. 相談事業 ・ ①チャレンジ支援相談 ・ ②一般相談 ・ ③特別相談 ・ ④男性相談 ・ ・	①再就職・起業等チャレンジに係る情報提供、相談 ②女性、男性の生き方、人間関係、DV等の様々な悩みに関する相談 ③弁護士、臨床心理士による相談 男性の臨床心理士による男性のための相談		随時
5. 情報収集・提供 ・ ①HP上での情報提供 ・ ②サンフォルテ図書館 ・ ・	①県内の男女共同参画行事予定等 ②男女共同参画にかかる専門図書館		
6. 苦情処理 ・ ・			
7. 交流促進 ・ ①サンフォルテフェスティバル ・ ②ウイメンズフェスティバル開催事業 ・ ③煌めく女性ネットワーク事業 ・ ④理工系にチャレンジ！「中高生×富山で働く女性」交流促進事業 ・ ・	①男女共同参画に関する調査・研究結果やグループ・団体の活動内容等の展示 ②女性の視点を活かした企画・運営による健康・スポーツ交流大会を開催 ③企業等で働く女性の自己研鑽と業種の枠を超えたネットワーク構築 ④進学や就職前の中高生が自身のキャリアプラン等を考えるにあたり、理工系分野等での県内就職を選択肢の1つとしてもらうため、企業見学バスツアーや、富山で働く女性との交流会等を開催	①約200名 ②約100名 ③約50名	①6月 ②10月 ③8月～2月 ④8月、12月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 女性の活躍促進官民連携事業 ・ ・	女性が働きやすい職場環境づくりを推進するため、官民が連携して「女性の活躍促進官民連携会議」を新たに設立し、優れた取組みの横展開を実施	約600名	通年
9. 國際交流・海外派遣事業 ・ ・			
10. 調査研究 ・ とやまの男女共同参画データブックのデータ整理 ・ ・	男女共同参画の課題をデータで紹介するデータブックの発行に向けたデータ整理		
11. その他 ・ 働き方改革・女性活躍サポート事業 ・ ・	従業員のウェルビーイング向上に資する取組みや生産性向上に向けた働き方改革や女性活躍に資する取組みを支援		5月～3月

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2025年7月1日)

議会名	富山県議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	
規定名	富山県議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	<p>第1章 総則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護その他のやむを得ない事由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、議員がその出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
配偶者の出産	4	
育児	1	
家族の看護	1	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他	2 葬儀のため	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
行っている取組 ※実施しているもの: ○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ()	

規則名	富山県議会ハラスメントの防止に関する要綱	
(目的) 第1条 この要綱は、富山県議会(以下「議会」という。)におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1) 議会における優越的な関係を背景とした言動であって、議会活動、議員活動又は会派活動(以下「議員活動等」という。)上必要かつ相当な範囲を超えて、該言動の相手とされた者(以下「相手方」という。)の議員活動等の環境を害するもの (2) 議員活動等における性的な言動であって、相手方がその対応により議員活動等において不利益を受ける等、相手方の議員活動等の環境を害するもの (3) 議員活動等における妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関する言動であって、相手方の議員活動等の環境を害するもの (4) その他前各号に類する相手方に対する誹謗中傷、事実に反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって、なお、一般に許される限度を超え、身体的若しくは精神的な苦痛を与え、又は相手方の議員活動等の環境を害するもの (議員の責務) 第3条 議員は、他の議員の人権を尊重し、議員活動遂行上対等な立場にあることを自覚し、ハラスメントをしてはならない。 2 議員は、ハラスメントの事実があると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	2
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1
規則名	富山県議会議員旧姓使用取扱要綱	
条文本文	<p>(趣旨) 第1条 この要綱は富山県議会議員(以下「議員」という。)が戸籍上の氏に代えて、旧姓を議会活動に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旧姓) 第2条 この要綱における旧姓とは、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、氏を改めた者の婚姻等の前の戸籍上の氏をいう。</p> <p>(承認) 第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>1 履歴に関する届出書類 2 身分に関する証明書類 3 辞表 4 議員報酬、期末手当等の支給に関する書類 5 源泉徴収票の名義 6 団体傷害補償制度加入申請書 7 人間ドック受診関係書類 8 海外渡航関係書類 9 都道府県議会議員共済会に関する各種届出書 10 在職証明書等各種証明書 11 叙勲等表彰の申請書類 12 その他、旧姓使用によって、実務上の混乱が生ずるおそれがあると議長が判断するもの</p>	
政治分野の男女共同参画のために実施していること		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)[]	
計画、指針名	富山県地域防災計画
該当部分の規定	4 男女共同参画の視点 県及び市町村は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

2025年度調査より以下の設問(問21～問24)が新設されました

問21 災害対策本部への女性職員の配置状況

本部員の総数 (本部長を含む)	18 人	うち女性数	3 人	女性比率	16.7 %
--------------------	------	-------	-----	------	--------

問22 本庁職員(防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局に限らず庁内全職員)に対する男女共同参画の視点からの
防災・復興をテーマにした研修の実施状況

2	1. 実施している 2. 実施していない
---	-------------------------

問23 男女共同参画センターの設置根拠

※問8で「1. 有」と回答された場合、本設問にご回答ください。

(「男女共同参画・女性のための総合的な施設」の設置がされていない場合は、本設問への回答は不要です。)

1	1. 条例 2. 条例以外(要綱など)	{	}
---	------------------------	---	---

問24 これまで独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC)主催の研修に参加するなど、業務上の関わりはありましたか。

1	1. あり 2. なし
---	----------------

調査時点コード: 1

1. 2025年4月1日 2. その他(西暦) ()

問26. 都道府県における首長等の状況

知 事	2 1. 女性 2. 男性 任期: 2024年11月9日 ~ 2028年11月8日
副 知 事	2人 (女性 1人、 男性 1人)

問27. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	都道府県防災会議(会長を含む)	68	12	17.6	
	都道府県防災会議(委員のみ)	67	12	17.9	
内 証	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	15	0	0.0	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	5	3	60.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行つ指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	30	3	10.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	10	6	60.0	
2	国土利用計画地方審議会	12	6	50.0	
3	土地利用審査会	7	4	57.1	
4	都道府県交通安全対策会議	23	2	8.7	
x	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	23	10	43.5	
7	精神医療審査会	32	9	28.1	
8	都道府県生活衛生適正化審議会	11	6	54.5	
9	都道府県医療審議会	22	6	27.3	
10	准看護師試験委員会	5	4	80.0	
11	麻薬中毒審査会	5	1	20.0	
12	地方社会福祉審議会	24	12	50.0	
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	8	40.0	
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	14	5	35.7	
15	国民健康保険審査会	9	6	66.7	
x	16 都道府県農業共済保険審査会				
17	都道府県森林審議会	12	5	41.7	
18	都道府県建設工事紛争審査会	8	4	50.0	
19	建築審査会	7	4	57.1	
20	都道府県建築士審査会	7	4	57.1	
21	都道府県都市計画審議会	18	7	38.9	
22	開発審査会	7	3	42.9	
23	私立学校審議会	12	5	41.7	
24	石油コンビナート等防災本部	26	1	3.8	
25	公害健康被害認定審査会	15	0	0.0	
x	26 硝素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
x	27 都道府県児童福祉審議会				
28	地方港湾審議会	19	5	26.3	
x	29 土地区画整理事業審議会				
30	教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
31	介護保険審査会	15	6	40.0	
32	都道府県固定資産評価審議会	12	5	41.7	
33	感染症の診査に関する協議会	44	9	20.5	
34	警察署協議会	91	35	38.5	
35	土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
37	都道府県国民保護協議会	69	12	17.4	
38	地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
x	39 市街地再開発審査会				
x	40 都道府県職員委員会				
x	41 自然再生協議会				
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
43	後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
44	留置施設視察委員会	4	2	50.0	
45	傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	16	1	6.3	
46	指定難病審査会	12	1	8.3	
47	小児慢性特定疾病審査会	5	2	40.0	
48	行政不服審査会	5	2	40.0	
49	地域医療対策協議会	96	29	30.2	
x	50 幼保連携認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				
x	51				
x	52				
x	53				
x	54				
x	55				
	合 計	826	256	31.0	
	女性委員0の審議会数	1			

問28. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	1	20.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	15	1	6.7	
9	内水面漁場管理委員会	8	2	25.0	
合 計		64	14	21.9	
女性委員0の委員会数		0			